

マネージドゲートサービス利用規約 新旧対照表

変更前	変更後
<p>第2条 (サービスの内容)</p> <p>1. 本サービスの内容は、次の各号のとおりとします。</p> <p>(1) 当社所定の本サービスの申込書（以下「本申込書」といいます）により指定されるレンタル機器（以下「対象機器」といいます）の貸与</p> <p>(2) サポートセンターでの対象機器の障害に関する電話受付、及び障害の切り分け（サポート受付時間は、24時間365日とします。）</p> <p>(3) 対象機器の稼働状況の監視</p> <p>(4) 対象機器の交換を目的とした技術員の派遣。</p> <p>(5) 当社が必要と認めるソフトウェアの修正プログラム及びバージョンアップの実施</p> <p>(以下略)</p>	<p>第2条 (サービスの内容)</p> <p>1. 本サービスの内容は、次の各号のとおりとします。</p> <p>(1) 当社所定の本サービスの申込書（以下「本申込書」といいます）により指定されるレンタル機器（以下「対象機器」といいます）の貸与</p> <p><u>(2) 貸与時における対象機器の設置並びに初期設定及びVPN環境の構築</u></p> <p>(3) サポートセンターでの対象機器の障害に関する電話受付、及び障害の切り分け（サポート受付時間は、24時間365日とします。）</p> <p>(4) 対象機器の稼働状況の監視</p> <p>(5) 対象機器の交換を目的とした技術員の派遣。</p> <p>(6) 当社が必要と認めるソフトウェアの修正プログラム及びバージョンアップの実施</p> <p>(以下略)</p>
<p>第4条 (サービス利用のための必要事項)</p> <p>1. 契約者は、本サービスを利用するために、次の各号を行うものとします。</p> <p>(1) インターネットとの接続が可能な環境（以下「通信環境」といいます）の構築及び運用管理</p> <p>(2) LAN環境の構築及び運用管理</p> <p>(3) 対象機器を搬入及び設置することができる場所及び電源の確保</p> <p>(4) 前三号の他、当社が個別に指定するもの</p> <p>2. 契約者は本サービスの提供に必要な通信環境・設定情報等（契約者の他の拠点及び契約者の関係会社等のVPNの情報を含みます）を当社に開示することに協力するものとし、当該開示情報に変更が生じた場合は、速やかに通知するものとします。</p>	<p>第4条 (サービス利用のための必要事項)</p> <p>1. 契約者は、本サービスを利用するために、次の各号を行うものとします。</p> <p>(1) インターネットとの接続が可能な環境（以下「通信環境」といいます）の構築及び運用管理</p> <p>(2) LAN環境の構築及び運用管理</p> <p>(3) 対象機器を搬入及び設置することができる場所及び電源の確保</p> <p>(4) 前三号の他、当社が個別に指定するもの</p> <p>2. 契約者は本サービスの提供に必要な通信環境・設定情報等（契約者の他の拠点及び契約者の関係会社等のVPNの情報を含みます）を当社に開示することに協力するものとし、当該開示情報に変更が生じた場合は、速やかに通知するものとします。</p> <p><u>3. 本サービスにおけるVPN環境の構築は、本サービス同士のみ接続となります。</u></p>
<p>第19条 (免責と損害賠償責任)</p> <p>1. 当社の責めに帰さない事由（地震等の自然災害及びテロ・戦争等を含みますが、これらに限られません）により発生した本契約に関連する一切の損害については、当社は一切責任を負わないものとします。</p>	<p>第19条 (免責と損害賠償責任)</p> <p>1. 当社の責めに帰さない事由（地震等の自然災害及びテロ・戦争等を含みますが、これらに限られません）により発生した本契約に関連する一切の損害については、当社は一切責任を負わないものとします。</p>

変更前	変更後
<p>2. 当社が第12条（電気通信設備等の保守）乃至第15条（本サービスの廃止）に基づき、本サービスの利用の中止、利用の停止又は廃止したことにより、契約者が損害を被ったとしても、当社は一切の責任を負わないものとします。</p> <p>3. 当社が本サービスに関連して負担する損害賠償責任は、発生原因の如何にかかわらず、契約者の直接かつ実際に被った通常の損害に限るものとします。</p> <p>4. 当社の負担する損害賠償責任は、当社の故意又は重過失による場合を除き本サービスの月額費用を上限とします。</p> <p>5. 契約者が対象機器を紛失、破損又は滅失したときは、このことにより当社に実際に発生した損害を当社に賠償するものとします。</p>	<p>2. <u>契約者が第4条（サービス利用のための必要事項）に反し本サービス又は対象機器を利用したことにより、契約者又は第三者が損害を被ったとしても、当社は、一切の責任を負わないものとします。</u></p> <p>3. 当社が第12条（電気通信設備等の保守）乃至第15条（本サービスの廃止）に基づき、本サービスの利用の中止、利用の停止又は廃止したことにより、契約者が損害を被ったとしても、当社は一切の責任を負わないものとします。</p> <p>4. 当社が本サービスに関連して負担する損害賠償責任は、発生原因の如何にかかわらず、契約者の直接かつ実際に被った通常の損害に限るものとします。</p> <p>5. 当社の負担する損害賠償責任は、当社の故意又は重過失による場合を除き本サービスの月額費用を上限とします。</p> <p>6. 契約者が対象機器を紛失、破損又は滅失したときは、このことにより当社に実際に発生した損害を当社に賠償するものとします。</p>
<p>スターティア株式会社 電気通信事業者届出番号：A-29-16266</p> <p>2013年11月22日 制定</p> <p>2015年1月16日 改訂</p> <p>2015年8月18日 改訂</p> <p>2017年2月20日 改訂</p> <p>2017年9月8日 改訂</p> <p>2019年1月18日 改訂</p> <p>2019年11月1日 改訂</p> <p>2020年2月1日 改訂</p> <p>2020年11月16日 <u>最終改訂</u></p>	<p>スターティア株式会社 電気通信事業者届出番号：A-29-16266</p> <p>2013年11月22日 制定</p> <p>2015年1月16日 改訂</p> <p>2015年8月18日 改訂</p> <p>2017年2月20日 改訂</p> <p>2017年9月8日 改訂</p> <p>2019年1月18日 改訂</p> <p>2019年11月1日 改訂</p> <p>2020年2月1日 改訂</p> <p>2020年11月16日 改訂</p> <p><u>2020年12月17日最終改訂</u></p>

以上